

(政務活動費用)

(様式1)

出張報告書

令和2年2月14日

釧路市議会議長 松永 征明 様

会派名 日本共産党議員団

代表者名 村上 和繁



次のとおり、政務活動費による出張を終えましたので報告します。

受命者	工藤 正志
出張先	旭川市
期間	令和2年2月9日 ~ 令和2年2月10日(2日間)
用務	「旭川市における公契約に係る取組みについて」 「旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業」について 旭川市役所において調査
調査(研修) 結果等の概要	別紙のとおり
備考	添付：旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業パンフレット

- 注) 1 資料等がある場合、添付すること。資料は、事務局経由で会派へ返却するので、本出張報告書(原本)とともに会派で保管すること。
- 2 調査結果等の概要は、別紙による記載も認める。

〈報告書 別紙〉

旭川市役所 「旭川市における公契約に係る取組み・旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業」調査 について 報告書

令和2年2月14日 日本共産党議員団 工藤 正志

令和2年2月9日から10日にかけて、旭川市役所において「旭川市における公契約に係る取組みについて」と「旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業」について旭川市の職員から説明を受けてきましたので報告致します。

2月10日(月)10時に旭川市総務部契約課において金内様、齊藤様、大口様より「旭川市における公契約に係る取組みについて」説明をいただきました。

旭川市では、平成20年8月に「旭川市の公契約に関する方針」を決定し、これがのちの平成28年12月に議会で可決された「旭川市における公契約の基本を定める条例」の基本となりました。

この「旭川市の公契約に関する方針」は、公契約における自治体として果たすべき責務・取組む課題等を明記し、1・公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の確立、2・品質と適正な履行を確保することができる入札・契約制度の確立、3・地域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契約制度の確立等を定めました。

平成26年から28年にかけて市民から「公契約条例の制定について」の陳情・要望書が提出され、その陳情が平成28年10月に議会で採択され、同12月に「旭川市における公契約の基本を定める条例」が議員提案により制定され、全会一致で可決、3年が経過したところです。

この条例には、公契約に関する施策について自治体及び事業者の責務が明記され、「基本方針」として

- 1・地域内での経済の循環及び活性化を図ること
- 2・公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること
- 3・品質及び適正な履行を確保すること
- 4・公平性、公正性及び透明性の公表を図ること

としており、市の責務として、基本方針に則り公契約の施策を総合的に推進するとしています。

条例化により公契約に係る施策は、これまでの行政内部の取組み方針とは違い法的に重みを持つこととなり、条例では事業者側の責務も明記されており、法令遵守や労働環境の確保に対する事業者のより高い意識が求められるとしています。

次に 13 時に旭川市経済部経済総務課において、笹森様、宮田様より「旭川市若者地元定着奨学金返済補助事業」について説明をいただきました。

旭川市では、市内の高等教育機関卒業生の半数以上が就職を機に市外へ流出する現状があり、市内定着を促すとともに、UIJ ターンの促進や市内中小企業における人材確保、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成 28 年にこの制度を創設されました。大学、短期大学、専修学校など高等教育機関を卒業後、旭川市内に居住し就業した場合に、在学中に借り入れた奨学金の返済補助を行う制度である。

就業する前年度に補助希望者として登録し、卒業後に旭川市内に居住し、市内に本社または主たる事務所がある企業に就業し、正規雇用での採用が条件である。

対象となる奨学金は「日本学生支援機構第一種奨学金」で、補助対象期間は 3 年間で、補助金額は返納した額の 2 分の 1 で、年度ごとの補助とし、卒業した高等教育機関別に設定する上限額の範囲内としています。

補助金交付状況は、平成 28 年度で 50 人、平成 29 年度 46 人、平成 30 年度 57 人、平成 30 年度決算額 228 万円で、全額一般財源で拠出しています。

釧路市でも旭川市と同様に高等学校卒業後に市外へ人材が流出し、その後に市内に定着を促すことが求められており、旭川市と同様な施策を行うことにより、居住定着を多くしたいとの思いがあります。こうした施策が実現できるよう市議会の中で議論してまいりたいと思います。

以上

旭川市内に定着した方の

奨学金返済を 支援します！



対象となる
奨学金

独立行政法人日本学生支援機構
第一種奨学金

※これ以外の奨学金(第二種等)は補助の対象外です。

登録受付
締切日

令和2年3月31日(火)まで
(書類必着)

登録対象となる方

令和2年度に旭川市内に定着(市内居住及び地元企業へ正規雇用により就業)し、その後3年以上継続する意思のある方で、次のいずれかの要件を満たす方。

- ▶ 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、大学院(以下「高等教育機関」)のいずれかに在学中で令和元年度に卒業する方。
- ▶ 旭川市外に住所を有する方で、高等教育機関を平成28年度以降に卒業した方。

※地元企業:旭川市内に本社又は主たる事務所の住所を有する法人又は個人事業主(公務員又はそれに準ずる法人(独立行政法人等)は対象外)

補助について

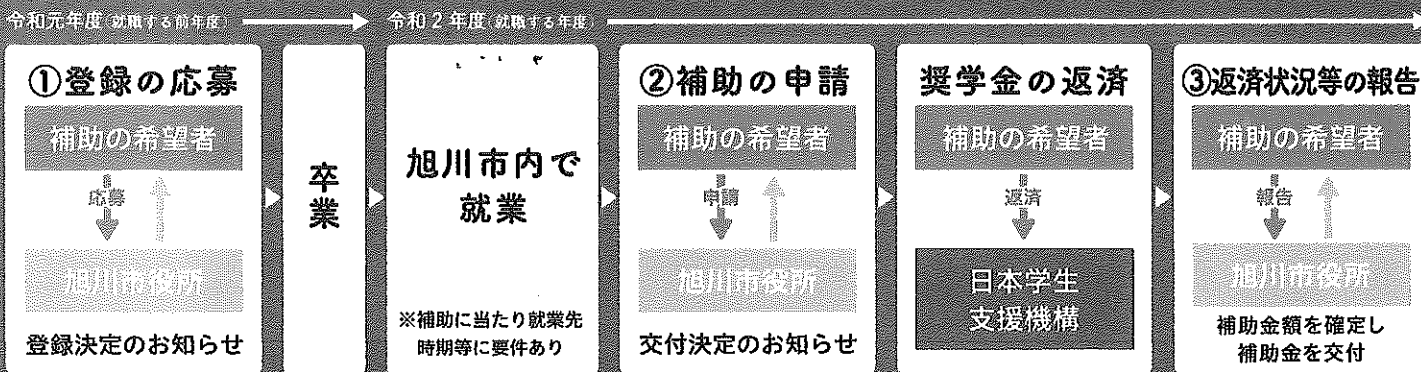
旭川市内に定着している期間のうち3年間で限度とし、奨学金の返還金として返済した金額の1/2を年度ごとに補助します。

●1年度当たりの補助上限額(高等教育機関別)

大学	86,000円	専修学校	55,000円
短期大学	55,000円	大学院(修士)	75,000円
高等専門学校	55,000円	大学院(博士)	109,000円
複数の高等教育機関	161,000円	※年度ごとに補助の申請と返済状況等の報告が必要です。	

返済補助の流れ (例)令和元年度卒業の場合

令和2年度～3年間 ※補助の対象期間が終了するまで、下記2、③の手続きを毎年繰り返します。



登録手続きの必要書類

- 旭川市若者地元定着奨学金返済補助希望者登録応募用紙(様式第1号)
- 奨学金の借入を証する書類(既卒者である場合は、奨学金返還残額を証する書類)
※日本学生支援機構から発行を受けた返還誓約書本人捺印や貸与奨学金返還記録票の写し、同機構による情報提供システム(スカラネットパーソナル)の返還明細に関する画面をプリントアウトしたものなど
- 在学証明書(既卒者である場合は、高等教育機関を卒業したことを証する書類)
- 住民票(写し)(平成28年度以降の既卒者のみ)

ご利用いただくには
就業の前年度に登録する
必要があります。

ご確認ください!

